

「学校において予防すべき感染症」の罹患証明書記入について(依頼)

「学校において予防すべき感染症」に罹患、または罹患した疑いのある本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

**「学校において予防すべき感染症」罹患証明書**

1. 該当学生の情報【この欄は学生本人が記入してください】

学部・学域・研究科	学科・学類・専攻	年
学籍番号	氏名 (男・女)	
連絡先(電話番号)		

2. 疾患名(該当欄にレ点を付けてください)

疾患名	出席停止期間
<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> 不明	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱した後三日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで
<input type="checkbox"/> 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱	主要症状消退後二日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> その他(裏面参照) ( )	【学校において予防すべき感染症第一種】治癒するまで 【学校において予防すべき感染症第三種】医師において感染のおそれがないと認めるまで

3. 出席停止期間

上記疾患、またはその疑いにより、下記の期間の出席停止が妥当であることを証明します。

年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

医療機関名  
住所(所在地)  
電話  
医師名印

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

2024年12月改訂版

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、新型インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	*その他感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

\*その他の感染症とは

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症など

「その他の感染症」は医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合に届け出てください。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会